

国連人権理事会・普遍的定期審査（UPR）第2会期（2008年5月）にむけた  
国際人権NGOネットワークならびに51団体の署名による  
日本に関する情報提供

署名団体（50音順）

I女性会議中央本部	在日無年金問題関東ネットワーク
Action for the Rights of Children (ARC)	狭山事件を考える青森県住民の会
アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」	市民外交センター
アジア女性自立プロジェクト	人権市民会議
アジア女性資料センター	人権平和・浜松
移住労働者と連帯する全国ネットワーク	人材育成技術研究所（ ）
インターネット上の差別に反対する国際ネットワーク（INDI）	すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク
海老名解放教育研究協議会	特定非営利活動法人 精神障害者フォーラム
沖縄市民情報センター	全国在日外国人教育研究協議会
外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会	全国「精神病」者集団
(財)解放教育研究所	先住民族の10年市民連絡会
社団法人神奈川人権センター	NPO法人 多民族共生人権教育センター
カラカサン～移住女性のためのエンパワメントセンター	NPO法人 中国帰国者の会
監獄人権センター	DPI（障害者インターナショナル）日本会議
共住憩	日本キリスト教協議会在日外国人の人権委員会
国際人権NGOネットワーク	年金制度の国籍条項を完全撤廃させる全国連絡会
国賠ネットワーク	反差別国際運動(IMADR)
特定非営利活動法人コリア NGO センター	反差別国際運動日本委員会(IMADR-JC)
「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会	反差別ネットワーク人権研究会
在日外国人「障害者」の年金訴訟を支える会	ピースポート
在日外国人の年金差別をなくす会	ヒューマンライツ・ナウ (HRN)
在日韓国人問題研究所	フォーラム平和・人権・環境
在日韓国・朝鮮人高齢者の年金裁判を支える会	社団法人 部落解放・人権研究所
在日コリアン青年連合	部落解放同盟中央本部
「在日」女性の集まり「ミリネ」	社団法人 北海道ウタリ協会
	ゆいまーる琉球の自治
	レラの会

（ ）：提出後共同署名）

**連絡先**：反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）〒106-0032 東京都港区六本木 3-5-11

Tel: 03-3586-7447 Fax: 03-3586-7462 Email: imadrjc@imadr.org

## 日本の一般的人権状況について

### 序論

1. 国際人権NGOネットワークならびに署名する51団体の連名にて、この文書を提出する。国際人権NGOネットワークは、政府とNGOとの協力関係を促進するため1993年に立ち上げられたネットワークである。この文書では、日本における人権課題への政府の取り組みに関する横断的・一般的問題に関して情報提供を行なう。
- a) UPR情報準備のため日本政府がとった国内協議プロセスに関して
2. 2月8日時点で、日本政府は、UPRにむけた文書準備のため市民社会との協議を行なう意志を示していない。外務省ウェブサイト上で「政府報告作成の参考とするため」意見募集を告知したのみである。
  3. 国際人権システムの国内実施に関する政府と市民社会との間の協議プロセスは、決定的に失敗している。日本政府が人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、社会権規約などの政府報告書作成に関して設定した意見交換会の場では、その協議プロセスが、条約の理念に敵対するあるいは条約からの脱退をめざすグループに対応できず、公平な市民参加を実現できていない。例えば、2007年8月には、人種差別撤廃条約の次回政府報告書作成に関する意見交換会において、差別撤廃を求める発言者に対し誹謗中傷・差別発言がなされ、政府がその場で必要な対応をしなかったため大きな問題となっている。(詳細は添付資料 参照)
- b) 人権保護・促進に関する既存の枠組みについて
4. 日本は、2006年に人権理事会の初代理事国に選出され、誓約を国連総会議長に提出して国際人権の最高水準の実施を約束したにもかかわらず、以下のような現状がある。
  5. 日本には政府から独立した国内人権機関は存在しない。法務省の人権擁護局が人権関係の行政を担当しているのみである。職員総数は250名程で、しかもほとんどの職員は兼務で専任は15-20人のみである。さらに、同局の幹部職員は検察官で充当されている。国や行政による人権侵害も少なくないので、行政による人権救済には限界がある。
  6. 日本は1995年に人種差別撤廃条約に加入し、私人や団体による人種差別を禁止・終了させる義務を負ったが、そのための国内法の整備は何ら行われなかった。そのため現在も、私人間における差別を禁止する包括的な法令はない。その結果、雇用、入居や入店、婚姻などの分野で、人種や民族、世系などを理由とする差別が生じやすい。裁判所が、私人による差別を不法行為と認め損害賠償を命じる例はあるが、あくまで事後救済であり、また、差別を禁止する具体的な法令は依然存在しないために、起こりうる差別を防止する効果は薄い。裁判所による救済を求めても時間と費用がかかることから、泣き寝入りとなるケースも多い。この種の差別に対する簡易・迅速な救済システム(国内人権機関など)も存在しない。

7. 日本は、締結している諸条約の個人通報制度をいずれも受け入れておらず、人権侵害の被害者を救済する国際的手段が閉ざされている。
8. 人権保護に関する個別の枠組みの問題では、日本の国内法は、拷問・ジェノサイドおよび様々な差別を、関連の国際条約の規定に沿った形で個別に処罰対象の犯罪としていない。ICC に加入したことは歓迎すべきだが、ICC 規定上の犯罪を刑事法の実体的な構成要件に反映していない。
9. 人権侵害の救済に関しては、民法上に残存する婚外子差別や、中国帰国者・アイヌ民族・沖縄の人びと・在日コリアン・被差別部落出身者、移住者・外国人などのマイノリティ・グループに対する救済の枠組みがない。

c) 既存のメカニズムの実施状況・効果

10. 日本政府は、人権伸長や人権侵害の防止について、ポスター等による広報・啓発活動を行っているとしているが、実効性のある人権保護・促進プログラムはなく、現存のものはその効果には極めて疑問が持たれる。詳細は、個別の人権 NGO からの情報提供を参照のこと。
11. 日本は、締約国となっている条約の条約機関などから再三懸念の表明や勧告を受けながら、何らの対策も取っていないことが多い。例えば、アイヌ民族の先住民族としての権利は依然として一切認めておらず<sup>1</sup>、沖縄の人びとに関しては、民族性すら認めていない。婚外子差別に関しても、民法の差別条項などを残したままである<sup>2</sup>。マイノリティに対する民族教育権の保障もしていない。被差別部落出身者の人権状況、代用監獄制度と取調べの可視化についても改善がなされていない。
12. 「人権教育のための国連 10 年」の国内行動計画を推進したが、公権力に従事する人々に対する人権教育が系統的になされていない。

d) 人権機関や国内関連主体との協力に関して

13. 外務省が行なう人権政策を含む政策評価には、NGO やマイノリティ当事者が参画する余地がないため<sup>3</sup>、人権の保護・促進に関する活動について、どこまで実態に即した評価になっているかには疑問が残る。
14. 政府は、国連人権システムや国内の NGO や人権侵害被害者との協力を拒み、勧告の履行には非常に消極的である。2005 年 7 月に人種主義・人種差別等に関する国連特別報告者の公式訪問を受け

---

<sup>1</sup>自由権規約委員会による最終見解（1998）、人種主義等に関する特別報告者の報告書（2005）など。政府は、「検討する」と回答しているにもかかわらず、何らの対策も取っていない。

<sup>2</sup>自由権規約委員会（1993、1998）、女性差別撤廃委員会（2003）、子どもの権利委員会（2004）。この問題に関しても、政府は改善の意志を表明しながら、何の対策も取っていない。

<sup>3</sup>政策評価が発表されてから、それに対する意見募集が行なわれるが、次回の政策評価などにそれをどう活かすかは明らかにされない。

入れたが、この公式訪問の後に出された報告書<sup>4</sup>に対して提出した文書<sup>5</sup>で、同報告書による勧告の履行に非常に消極的かつ敵対的な姿勢を示している。

e) ベスト・プラクティス

15. 裁判所の判断に、日本が締約国となっている条約が反映されない例が多々あるのはこれまでの条約機関による審査からも明らかだが、同時に少ないながらも、根拠として条約が適用された判決がある。例えば、1999年、外国人であることを理由に入店を拒否された事件で、店主による人種差別を不法行為と認定するにあたり、人種差別撤廃条約が法解釈の基準として用いられた。また、2005年と2006年には、社会保障に関する国籍差別に関して、初めて、社会権規約2条2項の無差別・平等規定の直接適用可能性を認める判決が出された。今後、より多くの裁判で国際条約が適用されるよう、裁判官の意識向上が必要とされる。
16. 国連機構改革が始まった2005年以来、市民に開かれた「国連改革に関するパブリックフォーラム」がNGOと外務省の共催で年2回開催されている。「人権」の分科会では、日本の国連機関を舞台にした人権政策に関して積極的な意見交換が行なわれてきた。

f) 政府がとるべき方策

17. 日本政府は人権侵害の被害者が条約機関に訴えることができるようにするため、個人通報制度に関する自由権規約などの選択議定書を早急に批准すべきである。また、自由権規約第2選択議定書、拷問禁止条約の選択議定書など他の選択議定書に関しても早急に批准すべきである。
18. 戸籍法・国籍法・外国人登録法・刑事訴訟法・入国管理法・民法などに含まれる、人権侵害につながる法制度を国際人権法に従って改正・撤廃すべきである。それに関しては、諸条約機関・特別報告者から出されている意見や勧告の誠実な実施が含まれる。特に、2007年11月に施行された改定入管法は、アメリカ以外に例を見ない不当な出入国管理制度であり、大多数の外国人の個人情報に強制的・一方的に収集・管理するもので多くの批判が寄せられている。(添付 参照)
19. 司法による人権救済には時間・費用がかかり、人権侵害された者の負担が大きい。人権侵害された者を簡易・迅速・実効的に救済するため、国家機関(国内人権機関)の地位に関する原則(パリ原則)を踏まえた国内人権機関を設置すべきである。
20. 諸外国の例にならい、人種や民族、世系、障害などを理由とする私人間の差別を禁止する包括的な法律を早急に制定し、施行することが求められる。
21. 日本は、障害者の権利条約に署名したが、障害者の人権を求めるNGOからは、条約を国内で周知

---

<sup>4</sup> E/CN.4/2006/16/Add.2

<sup>5</sup> A/HRC/1/G/3。日本における人種主義・人種差別の撤廃を目指すNGOのネットワークである人種差別撤廃NGOネットワークは、これに対するコメント(添付 / 概略版はA/HRC/4/NGO/82)を作成・提出している。

するために政府が作成した仮訳が、特別委員会で合意された内容を十分に踏まえていないという意見が寄せられている。また、条約の理念に沿うため法制度の改廃・新設を積極的に行なうよう求められる。

22. また、移住労働者権利保護条約の加入を早急に推進することが求められる。

23. 日本の国際協力機関である JICA(国際協力機構、Japan International Cooperation Agency) および国際金融機関である JBIC(国際協力銀行、Japan Bank for International Cooperation)は、途上国の様々な地域において開発プロジェクトに技術協力もしくは資金援助を行っているにも関わらず、その運営のありかたに関する人権ガイドラインを定めていない。環境社会配慮ガイドラインに一部人権への配慮が記載されているが、非常に限定された形であり、点検体制も不十分である。実際、国内外の NGO より開発プロジェクトが不当な人権侵害に発展することが報告されているが、上記の問題により適当な対処がなされていない。

#### g) 能力強化・技術支援

24. 政府は、『先住民族』という言葉の国際的な定義がないため、検討中である」と繰り返し、先住民族の権利を認めるべきであるとする条約機関からの勧告を無視している。このため、先住民族の権利に関する理解を促進するための国際的な技術支援が必要である。

25. さらに、日本政府は、人種差別撤廃条約の対象である「世系 (descent) に基づく差別」について、「独自の意味をもち、人種や種族的出身、民族的出身と混同されてはならない」とする人種差別撤廃委員会の見解を否定し、部落差別を同条約に規定される人種差別ではないとしている。このため、「世系に基づく差別」や「職業と世系に基づく差別」の概念に関する理解を促進するための国際的な技術支援が必要である。

26. 日本政府は、簡易・迅速・実効的な人権救済機関としての国内人権機関の意義を十分に理解していない。また、人権相談・救済、人権教育、人権政策提言活動を一体として展開する国内人権機関の制度的な有用性も、日本では十分に浸透していない。こうした日本の現状を打破するため、諸国における国内人権機関の具体的な実態を日本政府と日本の市民社会に説明し、国内人権機関の意義・特徴等に関する認識を深めるよう促す取り組みを、国際社会、特にアジア太平洋諸国との連携の関連組織との協力・連携のもとに進めていく必要がある。

27. 人種や民族、世系などを理由とする私人間の差別を禁止する包括的な法律を策定するよう、日本政府を説得する国際的な世論喚起が必要である。

28. 裁判所の判断に、日本が締結している条約が反映されない例(例えば、拷問に基づいて得られた供述は証拠として無効であるという拷問禁止条約の規定が反映されていない)が多々あり、また法執行機関において国際人権規範が無視されている現状がある。特に裁判官・法執行機関に対する人権教育の分野の支援が望まれる。